

第二十八回国会 衆議院 通信委員會議録 第二十九号

昭和三十三年四月十八日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

同日
委員田村元君辞任につきその補欠として南條徳男君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予)

○片島委員長 これより会議を開きます。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。森本靖君。

〔簡単に願いますと呼ぶ者あり〕
○森本委員 簡単に願いますというヤジが初めからありますけれども、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案についての社会党の質問はきょうが初めてでありますので、そう簡単に参らぬということを最初に申し上げておきたいと思ひます。

それです最初、今回の日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の主要なる目的が監事を置くということにあるわけでありまして、そこで現在の電信電話公社の監査制度について若干の御説明をお願いしたいと思います。

○御説明員 現在電信電話公社におきましては、いわゆる自治監査と申しまして、内部の監査機構といたしまして、

監査局というものを本社に設けております。地方通信局にはそれぞれ監査部というものがございまして、これに係してありますのは二百八十六名でございます。在来はいわゆる会計監査というものは、経理局の会計課におきまして、これはいろいろ会計上の書類の対照その他をやっております。それから別に総務室にありました監査部というものが業務監査と申しますか、いろいろの会計上以外の問題につきまして監査して参つたのであります。これを統合いたしまして監査局といたしまして、ただいま申したような意味で本社は監査の毎年度の方針を立て、通信局ないし通信部、現業の機関に對しましても監査いたしますが、通信局監査部は主として現業機関の監査に當る、こういう体制になっております。

○森本委員 そうすると現在の監査機構としては本社に監査局があつて、通信局に監査部がある、こういうことですか。

監査局というものを本社に設けております。地方通信局にはそれぞれ監査部というものがございまして、これに係してありますのは二百八十六名でございます。在来はいわゆる会計監査というものは、経理局の会計課におきまして、これはいろいろ会計上の書類の対照その他をやっております。それから別に総務室にありました監査部というものが業務監査と申しますか、いろいろの会計上以外の問題につきまして監査して参つたのであります。これを統合いたしまして監査局といたしまして、ただいま申したような意味で本社は監査の毎年度の方針を立て、通信局ないし通信部、現業の機関に對しましても監査いたしますが、通信局監査部は主として現業機関の監査に當る、こういう体制になっております。

○御説明員 さようでございます。

○森本委員 そして二百八十六名という数字であります。郵政省の方は特殊事情がありますから、これは郵政省にお聞きいたしますが、郵政省の従業員が、電波関係を除いて総数が幾らであつて、それに対する監査要員が幾らである、それから公社の方の従業員、総数が幾らであつて、それに対する監査要員が幾らである、それと比較をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○小野説明員 お答え申し上げます。

郵政省の電波職員を除きまして、正確に何名というところまでは今資料を持っておりませんが、大体二十五万五千人に對しまして監査官の定数は現在法律では七百名以内ということになっておりますが、実際に現在監査官として配置いたしております実数は六百數十名ということになっております。法律の七百名の限度までには少し開きがあるようでございます。

○御説明員 私どもの方はたいま申し上げましたような次第であります。が、御案内のように職員定員といたしましては約十八万でございます。

○森本委員 そこで今度の法律が施行せられて、そして監事ができて、別個にこの監察業務が行われるということになった場合に、人員は増加せられる見込みですか。

○田中國務大臣 御承知の通り監事二名が増員になります。なお事務機構としては現在監査局がありますから、こういう人員を適當に監事の下に再配分を行うということもありますから、總体的な人員としては監事二名だけが増えるという考えであります。

○森本委員 私はこういう方面の組織の問題についてはしろうとであります。が、二百八十六名という数字になる、と仮定をいたしますと、片や十八万人で二百八十六名、それから郵政省の方は約二十六万人で六百数十名、約半分ということになるわけでありまして、ところが郵政省の場合は、これは郵便事業あるいはまた貯金、為替事業、保

險、それから対外的にも郵便犯罪、そういう面から監察業務をかなり徹底しなければならぬという特殊事情があつて、六百数十名というのがある程度大體適當な数字ではなからうかというふうに考へるわけでありまして、公社の場合は、郵政省の場合と違ひまして単なる内部の自治監査機構としては、この人数に若干多過ぎはしないかと考へられるわけですが、どうですか。

○田中國務大臣 御承知の通り郵政事業は窓口が非常に多いのであります。し、特に郵便貯金等現金を取り扱つており、事務が複雑多岐でありますから、七百名でも現在では少いというぐらゐな状態でありまして、昭和二十四年でありまして、郵政省設置法が改正せられたときの定員そのままであります。しかし郵政事業に比べて経理も単一的であるところの公社は、約四割ぐらゐの人員を持つておりますが、これは御承知の通り公社は戦後初めての機構でありますし、民間に對しても政府関係機関としてその任を全うしていかなくてはならぬという新しい立場において、特に経理の公正化をはかるために二百八十八名という定員を擁して監査に當つておられるわけでありまして、公共企業体審議会等では、特に第三者の監察機構を設けて獨立した監察機構を整備すべしというふうな答申があるようでありまして、私は各公社に比べて電信公社は非常に業績を上げておりまして、戦後できたものとしては成績優秀であるという状態でありまして、

これを減員しなければならないとは考
えませんがまた増員をしなければなら
ぬとも考えておられないわけでありま
して、答申の線をも十分考慮して、機
構をより合理的に運営しようという考
えで、今回改正案を提案いたしてお
るわけであります。

○森本委員 公社の監査局の二百八十
六名というものの実際の身分上の取扱
いはどうなっておるのですか。

○榎説明員 公社になりましたから、
いわゆる昔の官という名前もつけられ
ませんので、課長クラスと申しますか、
そういうのを調査役ということにい
たしまして、さらに調査員というもの
を置いております。また本社等におき
ましては調査員以外に普通の監査員と
いうものも置いてありますが、大体調
査役というものは課長クラスより少
し上、調査員というものは大抵係長と
同

等以上ということになっております。
先ほど大臣の御答弁がありました
が、私も会計監査も持っております
ので、全部これは書面審理その他対
照しなければならぬので、この半分は
ほとんど会計監査に当っております。こ
れは会計計算事務の監査ということに
なります。各現場につきまして年一回
くらい回りたいということでありま
す。この程度で辛うじて年一回回
る、こういう形になっておりますの
で、必ずしも十分とは考えておらな
い次第であります。

○森本委員 そうすると現在は本社に
監査局長があつて、それからまた地方
には監査部長があつて、その下には調
査役と調査員、この二つがあるわけ
ですか。それ以外には監査関係に従事
しておるものはないのですか。

○榎説明員 特別に会計検査等の場合
に他の部局の者を監査員として指定
することがございます。ただいま申し
たように、大抵の機構といたしまして
は、監査局長、監査部長、調査役、調
査員、それが監査に当る次第であり
ます。

○森本委員 監査局長にお伺いしたい
と思いますが、現在の経理監査関係に
ついては最低が調査員で、それ以下の
ものはないのですか。

○辻畑説明員 ただいま副總裁の御答
弁がありましたように、調査役、調
査員、監査員、この三つでやってお
ります。監査に出てくるには監査員の資格
を持って出てきます。

○森本委員 そうすると本社におき
ますところの調査役、調査員というもの
と各通信局の調査役、調査員というも
のの身分は同様ですか。

○辻畑説明員 私の方の職務という制
度から参りますと少し違つて参つてお
ります。身分は同じですけれども、待
遇は少し違つて参つております。

○森本委員 どういうふうに変つてお
りますか。

○辻畑説明員 端的に申し上げますと
俸給が少し低いということでありま
す。

○森本委員 俸給が少し低いというこ
とと、何か身分上というのか何級職と
か、そういうようなのがあつたのでは
ないか。たとえばどこそこは電話局長
何級職で、どこそこは何級職というよ
うなものがあるのではないのですか。
私がこれを聞いておるのは、本社の調
査役、調査員というものと、通信局の
調査役、調査員というものが、局長ク
ラスか、どの程度のものに当てはまる

かということをはつきりしておきたい
と思つて聞いておるのです。

○辻畑説明員 おつしやる通りであり
まして、月給であるとか端的に申しま
したけれども、職階が違つておりまし
ます。

○森本委員 職階が違つるのは、本社の
調査役は何級職で調査員は何級職、通
信局の調査役は何級職で調査員は何級
職、そうしてそれが現場の通信部長ク
ラスであるとか、あるいは県庁所在地
の電話局長クラスであるとかいうよう
に、あなたの方は職階の段階があるは
ずですよ。それと比べた場合に調査役
というものはどの程度の地位を得てお
るかというのを私はただしておるわ
けです。

○辻畑説明員 本社の調査役から申し
上げますと、本社の調査役は本社の課
長クラスでございます。通信局の調査
役は通信局の部長と大体同じクラスで
ございます。

○森本委員 調査員というのはどの程
度ですか。

○辻畑説明員 本社の調査員は課長補
佐と課付の間くらいでございます。通
信局の調査員は課長よりちよつと下と
いう程度でございます。

○森本委員 それから通信部には監査
役、調査役というものは全然おりま
せんか。

○辻畑説明員 通信部にはございま
せん。

と、本社の監査局におきましては一年
に一度通信局を回りたと思つていまし
て、昨年は初めてでございますけれど
も、十一通信局を全部回りました。各
通信局の通信部、取扱局に対する監査
はどう行われているかと申し上げます
と、これは一律には参つておりませ
ん。ただいま副總裁も申し上げまし
たように、一年に一度はできるだけ回
りたいと思つておりますけれども、た
だいまのところそこまで参つておりま
せんで、少くとも二年に一度は必ず回
るよう努めております。現状はそうい
う程度で、ばらばらでございます。

○森本委員 昨年の電電公社の犯罪事
故はどの程度ありますか。——それで
はそれはあとで御説明願ひたいと思
います。今の監査機構の不備と冗漫な
ところ、その両方についてみたいと思
つておたわけですが、あとの答弁がな
いとこの問題は出てきません。そこ
で、今回監査を置いても、地方の機
関については全然機構は変つて参りま
せんか。

○田中事務大臣 地方機構は今よりも
合理化したいという考えではあります
が、人員的にはそうふえて参らない、
こういうことではあります。

○森本委員 人員的にはふえてこない
ということではなしに、その人員の配
置、たとえば通信局だけに存在する
というふうなことではなしに、これは郵
政省とだいが違ひまして、公社の場合
は通信部長がかなり大きな権限を持
つておられるわけでありまして、そう
いうところに一人なり二人なり別個に
配置するとか、そういう新しい観
念の機構改革を公社は考えておらぬ
かというのを公社に聞きたい。

○榎説明員 今度の監事制度ができ
ても、これは少し性格が違つており
まして、私も内部のいわゆる執行機
関みずから自治監査をするという現
在の監査局系統の組織については、今
のところさうな考えはないわけであ
ります。先ほど申し上げました通りに、
一昨年でございましてか会計監査と業
務監査を統一したということで、現
在整備しつつあるわけでありまして、
○森本委員 だから、今度できる監事
というものは、現在の監査局の機構の
上、監査局長がなくなるかになつて、
そうではないでしょうか。

○田中事務大臣 先ほど申し上げた通
り、監事を新しく二名作りたいとい
うことでありますが、これは内部監査機
構で、監査局とは全然別なものであ
ります。経営委員会に任命であり、監
事二人ではどうにもならないので、監
察の仕事をやっておたエキスパート
を五人ないし多くても十人くらい手
足としてこれにくつつけるが、これは
経営委員会の配下としてつけるので、
現在の内部監査制度とは別個に作る
わけでありまして、でありますので、こ
ういふものを契機として監査が適切
に行われるように、また業務犯罪等
も起らないように、内部機構の人員
をふやさないような問題ではありま
せんが、より合理的な配置転換等が
あればさういふものもあわせて考
えらるという考えであります。

○森本委員 その点についてはよくわ
かりました。そこで、さうなると今
回新しくできる監事二名の下には
どういふスタッフができるのであり

ますか。

○田中事務大臣 私はおおむね手足になる人を十名以内ぐらい置けばいいではないかという考えであります。

○森本委員 監事二名の下に十名内外として、どういふ身分の人を置くのですか。

○田中事務大臣 私は内部監査機構である監査局と十分連絡がとれ、また円満に仕事ができるようにというので、少数精鋭主義で、監査局に勤めておる人とすれば課長クラスのエキスパートを配置しなければならぬ、こういう考えであります。

○森本委員 そうすると、監事二名の下に現在の本社課長クラスの者を十名内外置いて、その名目はどういふことになりませんか。大臣が答えるより、これは総裁なり副総裁が答えた方がよいではないですか。私の方が大臣より今の機構については知っておりますが、今度できるものはどうやるかというところがわからぬわけで、これは政治的な感覚でお答えになるより事務的に答えて願った方がよいと思います。

○榎説明員 監事の下には事務局を作りまして、そこに調査役一名または二名、あとは調査員を十名内外というふうに考えております。

なお、先ほどの御質問に関連して申し上げます。三十二年度の総計はまだできておりませんが、上半期におきまして部内者犯罪は二十六件でございます。三十一年度は六十三件、これは公社の監査機関において調べたものでございます。

○森本委員 そうすると監事室というような名目になりますか。

○榎説明員 私どもはこれは経営委員

会に属するというような考え方を持っております。しかし内部の組織につきましては総裁から提案いたしまして、経営委員会の決定にいたしたいと思っておりますが、その際は監事室というのを設けたいと思っております。総裁の直屬機関ではございません。

○森本委員 監事室を置いて、そして調査役一、二名置いて、調査員五、六名ということ、大体この輪郭が浮び上ってきたわけでありますが、実際の仕事はどういうことをするわけですか。

○榎説明員 私からお答えするのが適当かどうか分かりませんが、大体この立法の趣旨から見まして、やはり経営委員会は公社における重要事項の最高意思決定機関になっておりますから、その経営委員会の指示を受けまして、経営上のきわめて基本的な重要な問題につきまして総合的に監査する。その場合におきましては、もちろん内部機関の監査は、あるいは各局に対して資料を要求することは当然であるわけであります。そういう観点から重点的に、経営の総合的な監査と申しますか、あるいは特定事項につきまして監査をするという場合もあるかと存じております。

○森本委員 経営の総合的な監査というふうに言われますと、これは非常にばく然としたことであつて、私は、将来このものができて公社が非常に発展していくということならけっこうだけれども、内部的に仕事の問題においてなわ張り争ひとか、あるいはまたできたことによつてかえつて複雑になるといふようなことがあつてはならぬと思つて、特にこの点について注目を

しておるわけでありますが、今総合的な経営の監査というふう一言で言われますけれども、たとえば具体的にどういふことをこれが行つのか、行つ場合にはどういふふうなスタッフを使つてどういふ方法において行つのか。

○田中事務大臣 森本さんが御心配をすることはわかるのですが、私がこの監事制度を作つた根本の考え方を一つ申し上げればきつと明確になると思ひますから申し上げますと、御承知の通り他の二公社には監事制度がござい

ます。また部内監査機構もございまして、全然別個な監査制度があるということが一つ、もう一つは公社以外の日本放送協会、住宅公団さえもこういうものがあります。同時に公共企業体を合理化するために作られた審議会の答申は、いわゆる自己監査を行うところの内部監査機構の充実をもとよりであるが、他の公社のように第三者の任命によるところの第三者監査機関を設くべしという答申が出ております。でありますから、私はこの答申の線に沿つて、しかも膨大な外部監査機構は現在の電電公社としては必要ない。特に行政管理局及び会計検査院の監査も受けておるのでありますし、内部監査もうまくいつておりました。六十件のものが二十件に減つておるといふふうに、事業量はふえながら業務犯罪は漸減をしておるような状態でありまして、で、屋上屋を重ねるような膨大なものは必要としないということ、答申の趣旨も十分としたながら、必要最小限度のものでも一つまかなおうといふことをもつて、二名の監事制度というものを新たに提案しておるわけであり

ます。であります。この監事は内部

監査機構と違ひまして、監事みずから監査を行ななければならぬというところで、第三者的な立場で監査を行うことが一つ。もう一つは、特に郵政大臣の要求によつて監査を行う、これは修正になるかわかりませんが、私の考へではいづれにしても郵政大臣の要求があつた場合、監査を独自の立場で行うということ、もう一つは、経営委員会に要求せられて、経営委員会の権限内において自分がきめたところの事業がうまくいっているかどうかということに対して、経営委員会の意思をもつて監査を行うという三点があるわけであり

ます。でありますから、内部監査機構もありまして、特に総裁、副総裁も特別委員ではあります。経営委員の一員でありますので、特に膨大な監査機構を必要としないということ、二名の監事のもとに少数の事務局員を設けようということでありまして、で、監査が屋上屋を重ねまして混乱をするようなことは絶対に排除しなければならぬということが原則であります。もう一つ、監事の仕事といたしましては、公社の総裁と意見が違ふようなことができた場合、また総裁が欠けたような場合に対して、監事をして一時代行任務を行わしめるという新しい法律的な権利も作り出したので、監査のため

のみに作つた監事ではないといふことを御了承願ひます。

○森本委員 大臣が言われたその政治的な問題については私もよく承知をしておるわけですが、ただこれが具体的に発足して実行の段階になつた場合に、一体どういふスタッフを使つて――たとえば経営委員会が今の執行機関についてはどうもちよつとおかし

い、一つこのことについて調査をしてみるということと監事に命令を下した場合は、結局その命令を受けた監事として、やはり公社の執行機関の、総裁の直屬の部下を使つて調査をしなればできないわけですか。そういうふうなことで、監事の二名だけがそういうことで独立しておつて、実際に仕事を

する者はそうではないというふうな観点になつた場合に、それで果してその目的がほんとうに達せられるかどうか。これははっきり言つて総裁、副総裁、理事と監事の見解が違つた、それでは一つ調査をしてみようということになつた場合、実際に調査をする者はやはり総裁、副総裁、理事の下の部下が調査をしなればならぬ。そういうことになつた場合に、果してこれがうまくいくかどうかということとを私は心配をして聞いているわけですが、だから、そういうふうなことにしては公社当局としてはどうお考えになつておりますか。

○榎説明員 先ほどお答えを申し上げましたのは非常に抽象的に申し上げましたが、たとえば行政管理局の監察局あたりがやる監査というものは、やはり公社とはまた別の見解でいろいろ行政監察をやられてゐるわけでありまして、外部から指摘されて直すというより、できるだけみずから直したいといふので、この監事は、経営委員会に属するといふ形になりますけれども、いわゆる執行機関の業務を監査する、こういう形になつて、総裁、副総裁以下に執行している業務の監査、こういうことになるわけでありまして、ただいまの御質問では、実際においては総裁、副総裁以下理事その他を使つてやるの

ではないかとおっしゃられますが、すべてこういうふうな監査というものは、いろいろの資料に基いて、貴重な資料を集めてそこに判断を下す。あるいは直接自分で何か見なければならぬというふうな場合もあり得ますけれども、他の会計監査にしまして、行政監察にしまして、やはり公社が監査を受ける場合にはいろいろ公社の書類を提出してそれによつていろいろの監査を受ける、こういう形になっておるわけでありまして、監事が独立的にそういうような権能を執行することは何ら混乱がないものと私は考えております。

○森本委員 とにかく現在の公社に対してこういう監査をするのは、先ほど言った自治監督があり、会計検査院があり行政管理局があるという中で、さらにその上に今度はこの監事というものができて、経営の基本的な問題について経営委員会から要請があつたら監査をする、こういうことになっていくわけでありまして、私はこれほどいろいろのあらゆる観点から、そんなに次から次へやらずともいいのではなにかという気がするわけでありまして、しかしせつかく大臣が意気込んでこの法案を提案して監事を二名置くというところでありますから、その監事を二名置くというこの実際の効果、そういうものを私ははつきりとさせてもらいたい。先ほど来の答弁をずっと聞いておつても、何のために監事を置かなければならぬかという基本的な理由というものが、まだ明確になつておらぬというふうには私は考える。そこで経営委員会の中で執行機関とはこれは全然別個なものであるというふうには副総

裁も言われたけれども、たとえば詳細に検査をするところの会計検査院あたりになりまして、書類の上だけの検査ではございませぬ。現実にその係員が現場に行つてそれぞれ詳しく調査して、そして会計検査院は独自の立場においてこれを提出するわけですね。そういうところまでやらなければほんとうの第三者的な立場における監査といふものはできないと思ふのです。ところがこの場合は、調査役が一、二名と調査員が五、六名で十名内外のスタッフで、実際に経営委員会から言われても、それを行うのはやはり執行機関の人がその調査資料なりあるいは意見を付して出してくるわけですね。それを監事は、経営の問題について、ただ総合的な判断に立つて大きな観点からのみ注意をするということならまだ比較的

に察業務というものを兼ねたような格好になるならば、これは全然無意味だということになるわけですね。それからもう一つ心配いたしますのは、たとえば十名内外のスタッフを持って監事が大所高所から大きな判断でしようと考えてやつても、その場合にこれはどうも不利益な資料だ変なものをいふのは困るというので、執行部がこういう調査については遠慮しろ、こういうふうなものについては、出せ、こういう指示を出すれば、自然とそういう指示に従つた調査資料によつて片寄つた判断を出さざるを得ない、こういう格好になるわけですね。こういう機関はほかにありませんけれども、電電公社としては妙に中途半端な機関になつて、要らぬのじゃないか。もともと監事というのが理事同様なボ

ストであるというので、だれかを救済するということにおいてやるなら別でありまして、実際公社の業務の内容から見た場合においてはあまり必要でないのではないだろうかと思つておるわけですが、どうなんですか。

○田中事務大臣 非常に重要な御発言でありますから明確にお答えいたしておきます。これは必要であるようにだが大して実効を上げられない、それならばやめてもいいのじゃないかということでありまして、そうじゃないのです。そこがこの法律案のいいところなんです。第三者が監査機関のようなもので下まで徹底的に、会計検査院がやるような仕事をやろうとしておるのではないのです。これは全然違うのです。会計検査院や行政管理局がやるように言いますが、監査局がやつていくよりもより高い立場において筋を通さなければいけません、こういう考えであります。全然別なものを作つて事務機構を整備するといふ考えは答申にありません。しかし私は戦後の電電公社の経営の実態を見ておりました、非常に成績優良だと思つておるのです。でありますから、屋上屋を重ねるように、いわゆる事業執行上紛争を来たすようなものはなるべく避けて、必要最少限にとどめたいという考えであります。現在ままでのままですと、公共企業体に対していつか外部監査機関というふうな第三者任命のような形のものでございとおそれがありますので、私はそれよりも一歩先に、電電公社はこれだけのことでいいのだから、監査機構を作ることによつて万全を期せられるという考えなんです。もう一つは、こまかい監査をやるわけではなく、経営委員会が最後

の意思決定機関であります、その決定が執行部によつてどう行われておるかというのを監査する機関がないのであります。これは一般事業においても、株主が取締役を選任すると同時に監査役という相對立する者を置いて取り締まるということと同じであつて、監査役二人か三人でもつてそんなことができつけないじゃないかということではなく、当然いかに執行部が行なつておるかという点については、機構膨大にして事業の進展を阻害しないといふことを原則として、やはり必要なのは作らなければいかぬという考えであつて、これが事務機構三百名を持つようなものであつたら私は作らないのです。しかしそういうものができるような方向にあるものですから、私は電電公社を愛しておりますから、そういう意味でも二名に十名くらいのスタッフをつつけて、経営委員会の所屬にさしておいて、場合によつてはそのうちの一人が總裁権も代行できるという非常に重要なポストでありますので、より高い立場から要求された監事制度であつて、犯罪調査まで行つていくことではありませぬので、監査局に意見を求めたりいろいろすることがあつても、これは機能を執行するにどうして不適当だといふようなことはしないようにやれると思ひます。

○森本委員 大臣の言われることは、他の公社あるいはその他会社から見ると、常識を言つておることであつて、私は現実の今の公社のあり方から、公社の業務執行のあり方からいって、それが果して大臣が言うような理想的な運営ができるかどうかということを心配しておるわけですね。だから私は、場

合によつては自治監督の人員をこれにくつつけてしまつて、そうして一つのスタッフをこしらへた方が、何も公社の人員がそれでふえるわけではないのですから、そういうふうにした方がいいのではないかと今言つたようなわけですね。というのは、今言つたような一応経営委員会というものに、執行部と監事と両方束縛されている。しかしそれぞれ違った性格を持つておるものだ、それぞれ違った性格を持つておつて、自分が経営委員会で決議したことをいかに執行部が執行しておるかというのを、大局的な見地から見ると判断するのを主要な任務であるということになるならばその場合にいかに執行しておるかといふことを判断する材料といふものは、すべて執行機関から上つてくる。そこでこれは官庁の統計にしてもあるいは各公社の統計等にしてもとりよつては提出のしようによつてあるいは提出のしようによつてある程度はできるというものが、今の公社なり官庁の仕組みなんです。だからそういう点を考えた場合には、大臣が考へておるような理想的なことが、現実の問題としてはなかなかうまくいかなかぬのじゃないかという心配が起るわけですね。そこで、最初に私は自治監督機構といふものがどの程度あつて、どういふふうな配置をせられておるかといふことを聞いたわけでありまして、その辺の關係を一体どう考へておるか、こういうことです。

○田中事務大臣 筋からいいますと、国会と内閣と会計検査院が独立しておりますように、経営委員会は執行機関である總裁、副總裁、監事が独立する

という答申の線が筋としてははつきりしてありますが、私は他の公社に比べて、電電公社は非常にしつかりよくやっておりますから、それ以上他の公社のように平仄を合せて膨大な第三者監査機構を設けることが、公社の経営にプラスになるかどうかということに對しては多少疑義を持っております。であります、平仄を合せるが実害のないよう、こういう信條に基いておりますが……(森本委員「中途半端だ」と呼ぶ)その中途半端というのがまたこの法律の非常ないいところだということ、一つお認めいただきたいのであります。内部監査機構としては、政府に行政監察機構があるように監査局はあります。そういうものがありますから、監事というものに監察機構を全部くっつけてやるかというのを考えたのですが、今の機構においては、監事というものはさつき申し上げたような状況のものであつて、大体監査局が全部監事に所屬をして非常にとつとらしい、いつでも隣には監査役があるのだというより、自己監査で実効を上げておるから、それはそれとして最小必要やむを得ざる限度において監事制度を作る。今日の段階においては私は電電公社を信用して、この程度でもつてよろしい、こういう考へであります。

○森本委員 大臣のその考へ方は私はわかりませんが、大臣と私の相違は、大臣は政治的に考へてその判断をして、私は現実の今までの公社の運営と執行方法を見ておるから、そういう心配があつて言つておるわけであつて、大臣の答弁を聞いておつても、おそらくこの速記録をあとから全部見た場合には、読んだ人は、やはり監事というものは中途半端な機構だなということを感じざるを得ないと思ふ。これは大臣がそういう答弁をしても、あとで今この質疑応答の詳細な速記録というものを、これは電電公社の専門的な人が読んだ場合には、やはり監事というものは、だれか偉い人のポストをこしらへるために作るのかなあということ、率直に言つて私は感ずると思ふのであります。私は何も膨大な監査機構を作つて、そして電電公社をぎゅうぎゅう締めるといふことについては反對であります。反對だけれども、現実に自治監査をするという機構があるわけですから、それをそのまま置いておくといふことならば、こういうものができれば一応その指揮下にスタッフを置いておくといふことが、やはり本来のあり方からすれば正しいのじゃないか。それを自治監査は自治監査で置いておいて、監事は監事で置いておいて、わづか上の方に十名程度ほどと本社に置いておいたところで、実際これは率直なところ何もしようがないのです。そういう現実の面に立つて見ると、この法案が通つた場合においては、優秀な総裁、副総裁がおられるし、また公社のスタッフもなかなか優秀な人がおられるので、おそらく大臣が言うように円満にいこうとは思ひますけれども、いづれ私が本日質問したことについてこれが當つたといふことのないように、一つこの執行については十分に注意をして、このことについては一つ總裁もよく聞いておいてもらいたいと思ふのです。だから私はこの問題があるからわざわざ總裁に来てもらつたわけですから、總裁もこの問題はよく聞いておいてもらいたい。今の大臣なり副總裁との質疑応答の中においてもこれははっきりとしたことを置いて明確に公社の事業が上つていくということについては、まだまだ納得がいかなうと思ふのです。しかし今言われたように、やり方によつては最高度に發揮することもできる。だからこの点についてはよく公社の執行部としても十分考へてやつていってもらいたい。あの委員会において質疑があつたがやはりこういうことになつたということにならぬように、老婆心から私はこの際申し上げておきたい、こう思ふわけではあります。

それから次に経営委員会の問題についてちよつとお尋ねしたいと思ひますが、今回監事の任命についても経営委員会が任命をする、こういうことになつておるわけでありましたが、現在の経営委員会の運営方法はどのようになつておられますか。

○森本委員 経営委員会の委員は五名であります。それに特別委員として二名ありますから七名で構成されております。公社法に規定してあるような形で議決していくわけでありまして、定例的には月二回ということになつておりますが、問題の多いときには毎週開催する、こういう形になつております。

○森本委員 経営委員会は、月二回は必ず開いておられますか。

○森本委員 これは必ず開いております。

○森本委員 それから経営委員は現在無報酬になつておると思ひますが、どうなつておりますか。

○森本委員 報酬はなしでございます。

○森本委員 経営委員は報酬はなしであります。そういうように定例的に出た場合はどのくらいのものか、措置するわけですか。

○森本委員 これはほかにも一般の非常勤のいろいろな例がございますが、大体実費、車馬賃その他としまして一回に委員長が二千二百円、委員が二千円ということで大體やつております。

○森本委員 そこでこの経営委員会の仕事というものは、この電信電話公社から見てかなり領分があるわけですが、もつとも経営委員がほんくらで公社の執行部がしつかりしておつて、そして執行部の言う通りめくらに異議なし異議なしで通れば別ですけれども、経営委員がほんくらにこの電信電話公社法の精神にのつとつて、経営委員会にかかる問題を一々克明に、自分の能力と判断によつて、これを執行していく、議決していくということになつて参ります。経営委員といふものはかなり仕事があるのじゃないか、この公社法から見てもこう考へるわけですが、もつともそれで無報酬でやろうというのは、よほどこれは特殊な社会奉仕をする人でなければ、今日の電信電話公社の内容から見ただけでできないと思ふのです。率直なところ、そこでそういうことからいいたしましても、執行部がだんだん経営委員会に対して力が強くなつてしまつて、執行部の独走になるというところに私は大きな原因があるように考へる。そういうところを考へたかどうか知りませんが、これも、全体的には反對でありますけれども、今回の放法法の改正においても、いわゆる放送協会の経営委員等に対しては若干の報酬を与えるということが出てゐるわけですが、同じ政府の提案として、そうなつて参りますと、今回の電信電話公社法の改正を出す場合にも、同じ政府が提案をするならば、私はやはり経営委員のあり方については十分考へて提案をした方がよかつたのではないかと、こう考へるわけでありまして、この経営委員の問題については、報酬その他については今回は全然触れられておらぬ、これはどういふわけか。ちよつと大臣でないとお答へができませんが……。

○田中國務大臣 経営委員会の委員は非常勤委員に對しては実費弁償でもつて、給与は支給しないといふことで原則的に今日までできております。でありますからNKKの経営委員も実費弁償だけであつたのであります。今度の放送法ではもつと法律に基く仕事をやつていただくためには、当然費用弁償をすべきであるといふ考へで委員は報酬を受けるものとすることを考へたのであります。委員の方々が受けるものとしないものでは、もう委員をやめなくちゃいかぬかもしれせんけれども、受けることができるというところの方がより妥當であるといふことでございまして、今度の改正案で受けることができる、こういうふうな規定したわけでありまして、電電公社の経営委員に對しても、この法律案提案のときよく考へました。しかも答申案では経営委員は非常勤の者でも報酬は受けるべきである、こういう答申が出ております。審議の途中でありますか、いづれにしても受けた方がよいという議論、それから受けることができるというふうにした方がよいという議論

論があつた、これはおわかりの通りであります。経営委員は御承知の通り委員長に大橋さん、委員に古野さん、井上さん、新聞さん、中山さん、特別委員に梶井、觀西氏、こういうふうで、金に困らない人であります。われわれはいただかなくても十分法律上の職務を行います、こういうお話もありましたので、このたびは改正しなかつたのですが、ただ要らないから支給しないでよいのだという考えではなく、政府関係機関の経営委員等の問題に対しては、近い将来に何らかの筋を通した支給をするとか、しないとか、実費はもつとも二千円などでは車馬賃にもならないと思います。遠いところから飛行機で来る人は八千円の損でありますから、そういう人に対してはもつと実情に合わせたものにしなければならぬ。これは鋭意調査を行い、できるだけ早い機会に妥当な結論を出したいという事で、今般の改正案には委員は報酬を受けることができるということとは入れなかつたわけであります。

○森本委員 大臣の考え方は提案の仕方ばかりでしたが、私はそれについてはいさぐさ不満であります。公社当局としてはそれについてどういう見解を持っておりますか。実際に経営委員のお世話をお願いして、その経営委員の状態で見て、この問題についてはどうお考えですか。

○勸説明員 実は私も監事制度を考えましたときに、経営委員会の問題もございまして、今大臣が仰せられたように、やはり報酬を出していただきたいと考へたのであります。これは警察の問題として、監事制度を郵政省で御決定になつたのであります。やはり

り経営委員の方には適当な報酬を出した方がよいというふうに總裁とお話しておる次第でございます。

○森本委員 これは公社当局もそういう考え方であるし、大臣もこれについては反対しておらぬ、大体賛成の意向ですが、そういうことなら、公社法が一応提案されておるわけですが、きょうかりにこの問題についても修正議決したらどうなのですか。

○田中國務大臣 院議には全く従う予定であります。

○森本委員 それならまたあとで私は理事会等でその問題については十分協議してみたい、こう思うわけあります。そこでもし問題があれば与党の方から質問してもらいたいと思います。とにかく同じ政府が提案しておるところの法案において、同じような格好において、片一方では出して片一方では出さない。また現在の公社の運営方法からしても、この経営委員というものはかなり重要な任務を持つておる。だからこれは遊び半分の経営委員ではとても勤まらぬということとははっきりしております。それでは院議に従うという一因と野党が話し合いをしてやっただけでいいと思います。

○田中國務大臣 院議に従うというものは原則論を申し上げたのであって、今般は一つ原案でお通し願いたいというのが私の希望であります。

もう一つ、同じ政府といいますが、同じ郵政大臣から出したのだからといふのですが、NHKの経営委員は御承知の通り地方区から選出されておりますので、九州の果てから、北海道の果てから、経営委員の会のたびに來な

ければいかぬので、実費弁償する額ではまかなえないわけであります。そういう特殊な事情もあることを一つ御了承いただきたいと思いますし、特にこれらの政府関係機関の委員の問題に対しては、先ほども申し上げたように、近い将来各政府機関ともに慎重に審議をして適当な結論を出し、次期国会くらいには御説のようにいたしたいという考えでありますので、あとから御相談してもう一ぺんなどと言われないように、誤解を受けるといけないので、一つぜひお願いいたします。

○森本委員　そうするとこの問題については、解散も近いわけでありますが、どうせ特別国会等も開かれますし、その特別国会等においては大臣は、まあやるかやらぬかわかりませんが、けれども、しかし現在の大臣としては一応来たるべき特別国会におきましては、その経営委員の報酬の問題については十分考えて、できれば提案をしたい、こういう考え方ですか。

○田中國務大臣　政府部内の意見を調整し、また政府関係機関及び経営委員の皆さんの御意見も聞きながら、できるだけ御趣旨に沿いたいという考えであります。

○森本委員　この監事の地位というのは大体わかりましたが、ついでにおかしなことを聞くようでありますけれども、この監事の報酬というものは理事と同様になるわけでありますが、どうなりますか。

○田中國務大臣　おおむね理事待遇でありますから、月俸十万円くらいを考えております。

○森本委員　おおむね理事待遇ということですが、おおむねというこ

とでなしに、今回の監事というのはどのくらい報酬を出すつもりですか。

○田中國務大臣 おおむねと申し上げましたのは、民間会社において取締役と監査役というような表現で申し上げたわけでありまして、理事、監事は通念においても同格であるということでありまして、月支給するものはおおむね十萬圓程度というふうに考へております。

○森本委員 ついででありますが、現在の總裁、副總裁、理事の報酬はどうなっておりますか。

○松田政府委員 現在總裁、副總裁及び理事につきましては、その給与の基準について郵政大臣において認可しておりますので、それに従つて行われておりますが、總裁が十九萬何がし、それから副總裁が十四萬何がし、理事が十二萬から十萬の間であります。

○森本委員 總裁、副總裁のものはこれでわかりましたが、理事の十二萬から十萬というのは、その人の理事の前任によつて違ひわけですか、どうですか。

○松田政府委員 公社の大體の扱いとしては何と申しますか、経歴の古い方が高くなるという扱いにしておるようであります。

○森本委員 そうすると今度の監事は、十二萬から十萬の中に入るわけですね。

○松田政府委員 これはこの法律が通りますれば、この給与の基準をやはり私も認可いたすことになりまして、そのときは大體理事と同じになると思ひます。

○森本委員 それから今度の監事がかりにできるということになりますと、

この監事の下にあります十名内外のスタッフというものは、現在の公社の執行部から出ていくわけですね。

○松田政府委員 その点におきましては公社の職員でございますから、あくまでも建前の上では總裁の任命になるのでございますけれども、この制度の趣旨にかんがみまして、経営委員会とよく相談をして人をきめるといふふううに運用されると何っております。

○森本委員 だから経営委員とよく相談してきめますが、そのスタッフに對する指令、指示権というものは、總裁、副總裁あるいは理事の方々にはないわけですね。

○田中國務大臣 もちろん経営委員会に所屬する事務局でありますから、監事に所屬する事務局、こういうことに所屬する職員と同じであります。でありますから公社の職員ではあります。指揮、命令系統は経営委員会に所屬すると同時に監事の下についておる者は、指揮、命令系統は監事に所屬する、こういうふうに考えていただければよいと思います。

○森本委員 そこでこれは電気通信監理官なども一緒でありますが、私は前々からこの点についてもおかしいとは考えておりますが、たとえばそこに於ける岩田さんにしても、元の通電局長をやっておつて、それから電気通信監理官に來られた。前の平山氏に於いても電気通信監理官をやつておつて、そのまゝ今度は公社の方の通信局長に出ていったというところで、電気通信監理官というものは、現在の立場においては電気公社その他の業務上の監督、あるいはその他のことを適應なく

やらなければならぬ立場にあるわけなんです。ところがそういう仕事の内容に精通しておられるという事で、そういう人事異動が再々行われる。そういうことになる。実際問題として、現実の問題としては遠慮も相当出てくると思う。そういうことと同様でありまして、この監事の下に置くところの十名内外のスタッフというものは、監事の指揮、命令系統も受けるけれども、やはりその人の昇進その他を考えていくならば、これはやはり公社内部における異動等もあります。そのままだけは執行部の局長なり通信部長なりに出ていかなければならぬということがあるのではないかと思うのです。その点はどうかと思ふ。

○田中事務大臣 これは確かにあなたが言われるように、今の電気通信監理官になった岩田君と同じような状況であります。これは私も大臣になったころはそういう意見に対して、やはりはっきりしておいた方がいい。電電公社からもらって電電公社に返すというようなものはおかしいじゃないか。実際問題として監理官の立場になっても、また返っていくのだから監理官の職務が円満に行えないのは通例だという議論に対して、私もそうかなという事で、あえて反対もしないし、また筋を通せば通した方がいいと考えておりました。しかしこれは今民間の優秀な人を最高裁判所の判事にやるとか、こういう問題で、人事交流というものはそう窮屈に考える必要はないじゃないかという議論が、戦後は非常に強くなっております。優秀な人があるならば、人材は一つ国民に問わず登用してやるべきだ。こういうものの考え方

からしますと、公社に帰るのだからといって職務が行えないというところとはあります。特に公社から来るときには監理官として職務を十分行い、総裁、副総裁といえども、監督しなればいかぬときは厳重に監督できるような人をもたせておきますから、今までは比較的円満に行政が行われております。しかも同じケースで監事の下につく者が、総裁の意向によつてこの通信局長に栄転をするというようなことが起るわけでありまして、これはやはり監事の下につく人の異動その他に對しても、監事及び経営委員会が主導権を持つてやるといふことであつて、いつも総裁が栄転をさせ、場合によつてあまりきつくやる人は左遷をするというようなことは絶対やつてはいかぬし、またやらないという原則のもとに事務局を選任いたしますから、そういうお互いにマイナスにならないようなことを前提にして考えて行えば、おおむね円満にいくだろう、こういう考へであります。

○森本委員 大臣の言う通り円満にいくば問題ないわけであつて、円満にいかぬ場合のことをやはり考へて、あらゆる観点から考へておかなければならぬわけですね。これは人の名前を出してはなはだ申しわけないと思ふけれども、たまたま非常にいい例があつたら出しただけのことであつて、別にその個人にどうのこうのという他意はないのでありますから、これは誤解のないように願ひなければなりません。だからこの監事の下におつても、それは人情ですよ。かりに副総裁なり総裁なり局長が、執行部の局長が、あいつのことをこのように監事に言つて

くれというふうに頼んであるのに、おれの言うことを聞かぬ、見よつてみろ、今度あれがどこかへ榮転するときには絶対おれは反対してやる、こういうことになるのは人情的にいつて当然なんです。人間というものはそういうことがはつきりあるわけですから、そのなるとやはり監事の直屬部下であつても、ひよつと今度出ていかなければならぬときに、総裁なり副総裁なりにならぬと云つたものではつもらぬ、なるべく監事さんの言うことも執行部の言うことも両方聞かぬと云うにもならぬ、そういうことが出てきかねないのですよ、率直なところが。だから電氣通信監理官制度というものは、私はそういう点から見ると非常にちがはぬ点があるような気が前からしておつたわけでありまして、たまたまこの問題が出たから、大臣が言うように円満にいけばいいけれども、実際には私が今言つた弊害というものは必ず出てくることは否定できないと思ふ。だからこの運営その他については、私がわざわざ総裁にきょう出席を願つたのは、こういう質疑応答というものをよく聞いておいてもらいたい、そうしてこれを実行に移す段階においては、よくこの問題を考へて、委員会におけるこの質疑、討論があつたというように、記憶にとどめてもらつて、万遺憾ないよう、この執行については考へてもらいたいというふうに考へておるわけでありまして。

そこで最後に、この新しくできる監事の任命の問題であります。今からその人間についてどういふ者を考へておるといふようなことは、固いたつて大田も答えられぬだろうと思ひます

が、本来ならばこういう監事というもののについては、ところん式ではないけれども、公社内部に優秀な人間がいればこれを登用するのが至当だといふふうに考へておるわけでありまして。しかし往々にして古手官僚の天下りとか、あるいは民間の人が事情によつて来るとかいうことにもなりかねないわけでありまして。そこで、現在公社には顧問制度とかいうようなものがありまして、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○田中事務大臣 この種のものに對しては、おおむね他の法律では所管大臣の任命がもしくは所管大臣の認可が承認かといふことになつております。でありますから、この原案では郵政大臣の承認を受けて経営委員会が任命するといふことにしてございます。であります。承認でありますので私から押しつけようというふうな考へはありませんし、私には意中の人がございませぬ。全然ございませぬ。

○森本委員 これは実は経営委員長を呼んで、そうしてこの内容については詳細に聞きたかつたわけでありまして、時間がなないので非常に残念であります。が、法律では総裁、副総裁の権限にもこれはないわけでありまして、一応公社の最高責任者として、こういう監事の任命等については、希望があるなりあるいはまたそれに対する見解があるなら、一つ総裁としての見解を述べてもらいたいと思ふわけですね。

○堀井説明員 先ほどからいろいろ御注意をいたしましたが、その御注意に對しましては、十分にわれわれは御注意の通りいたしたいと思つております。またただいまの問題につきましては、大臣がすでに御答弁になりましたので、私としては大田と同様な考へ

を持っております。

○森本委員 ほかにまだ私はこまかい問題がたくさんありますけれども、一応紳士的な申し合せを尊重しまして、私の質問をこの程度で終わります。

○片島委員長 ほかに質疑の通告がございますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

この際森本靖君より本案に對する修正案が提出せられておりますので、その趣旨説明を求めます。森本靖君。

第七十六條の改正に關する部分を
削る。

以上でありますが、これに對する
ところの提案理由につきましては省略
をいたします。

○片島委員長 別に修正案に對する質
疑もないようでありますので、これよ
り本案並びに修正案を一括して討論に
入ります。 橋本登美三郎君。

○橋本(登)委員 議題となつておりま

補充をはからせる、それには政府よりも、政府からある程度独立の権限を持つてこれらの仕事をやっていくことが適當である、こういうことからしてでき上った法律でありますから、今回の改正案の中には通信大臣の認可を受ける、こういうようなことにつきましては、そういう誤解あるいは何かの干渉がましいような感じを与える危険があるならば、これを取り除くことが妥當だと考えまして、両党提案の修正案に

あります。そういう観点からいたしますと、もはや経営についても名譽職的な感覚ではできないと考えられるわけでありまして、私は大臣が将来この点についても改正をしたいと申されましたので、その言を信用いたしまして、この問題についてはそういう方向になることを特に望んでおきたいと考えます。それが、それと同時に、この法案が通過するに際しまして特に郵政省並びに電電公社当局に望んでおきたいことと

これに賛成の諸君の起立を求めます

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よつて本案は森本君提案のごとく修正議決せられました。

この際郵政大臣より発言を求られておりますのでこれを許します。郵政大臣田中角榮君。

○田中國務大臣 この際一言お礼を申し上げます。日本電信電話公社法の改正案審議に当りまして寄せられた御協

Downloaded from <http://ajphaphysocpubs.phapublications.org/> by guest on September 11, 2012

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に対する修正案
正する法律案に対する修正案
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一条の改正に関する部分中「通信大臣の認可を受けて」を削る。
第二十四条の改正に関する部分中「通信大臣の認可を受けて、」を削る。

第七十六条の改正に関する部分を削る。

に修正案を除く原案に対して、自由民主党を代表して賛成の意見を申し上げます。

この法律は、当然監事制度があるべくして從來なかったことは欠陥でありまして、公社には審議室等があつて、執行部としては監査の実を上げておるようであります。しかし公社内部の一つの重役陳ともいうべき経営委員会にはその監査機構を持つておらなかつた。これは普通の民間会社等を考えましても、議決機関である重役会なり経

○片島委員長 森本靖君。
○森本委員 私は日本社会党を代表いたしまして、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に対する修正案並びに修正案を除く原案に対して賛成の意向を表明したいと思うものであります。

まずこの日本電信電話公社法の一部を改正する法律案によりますと、郵政大臣の電信公社に対する権限がさらに強化せられようとしているような感じを受けるわけでありますが、私たちが

現実には、先ほどの質疑応答の中にありましたがように、この監事の任務というものも明確になっておられない点もあるわけであります。さらにこの監理の運営方法についても、執行部と監事の教等、これは執行する面についてはかなり十分に考えていかなければならぬ点があるわけでありまして、そういう点については私は公社当局なり政府当局がただいまの質疑応答の意思というものを十分に生かして、この法律によつて日本の電信電話事業がますます発展

では、委員会における御発言の趣旨等を十分に体しまして、万遺憾なきを期す所存でございます。

○片島委員長 お諮りいたします。本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○片島委員長 御異議なければさよう取り計らいます。

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

○森本委員 私は日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党共同提案として次の修正案を提出したいと思ひます。日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一条の改正に関する部分中「通信大臣の認可を受けて」を削る。

第二十四条の改正に関する部分中「通信大臣の認可を受けて、」を削る。

から、郵政省当局がこの点に気づかれ、監査制度の機能を独立したものと
して發揮するという考え方でこれが上
程せられましたことは、まことに時宜
に適した提案と思います。

なお修正案でありますが、この電
信電話公社は、当時御承知のように民
営論すらも高かった時代でございまし
て、これは一応公社の線にまともりま
した、その目的とするところは、で
きるだけ公社をして自主的に改善をせ
しめ、かつまた積極的な電信電話網の

に對するサービスの發展を願つておるわけでありまして、これ以上政府機関がこの電電公社に對して監督を強化しようということについては、必要がないうと考へるわけであります。そういう意味において、この修正案については全面的に賛成であります。

さらに先ほどの質疑応答の中で明らかにいたしましたように、日本電信電話公社の運営、経営という面を見ますと、経営委員の任務というものも非常に重大な要素を帯びてきておるわけで

○片島委員長　これにて本案並びに修正案に対する討論は終了いたしました。

これより採決に入ります。まず森本君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長　起立総員。よって本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

す。質疑の通告がありますので順次これを許します。竹内俊吉君。

○竹内委員　ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案について二、三お尋ねをしたいのであります。最初にお聞きしておきたいのは、この改正案の中で一番問題になるうと思えます点からお聞きしたいのであります。それは第百四条の二「予備免許、免許又は許可には、条件又は期限を附することができ。」その二項としてそれに対するただし書きがついて

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

おりますが、その点についてまず事務当局から機械的なことを二、三最初にお聞きしたいのであります。この百四條の一はあらゆる無線局に適用する、こういう意味でありませうか。多少そこに仕分けをした考えを持っているのでありませうか。

○濱田政府委員　すべての無線局に適用する考えであります。

○竹内委員　これは御承知の通り無線局の業務は同じ電波を使ってやる仕事でありますが、業務の内容にはそれぞれ非常に違う性格がある。たとえば一般無線局と放送局とは著しくその性格が違うのであります。その場合放送局と一般無線局と同一に扱うということに対しては、多少の懸念があるわけでありませうが、その点はどう考えていますか。

○濱田政府委員　放送局は言論報道機関と一でありまして、一般の無線局とは相当大きな相違があることは十分に認めるわけでございませうけれども、電波を使います仕事という見地からは、全く同等に取り扱わなければならないと考えます。

○竹内委員　性格は違うが同一に扱わなければならないというのは、ちょっと理屈に合いませんが、それは議論になりますから……。「予備免許、免許又は許可」は、条件又は期限を附することができ、この問題は条件の内容にあるわけでありませうが、御承知の通り「予備免許、免許又は許可」という事項につきましては、電波法の第六條、第七條、第八條にいろいろの規定があるわけでありませう。たとえば無線局を設けたいという場合の申請書

に記載すべき事項をはつきりと何々とうたつておる。それを郵政省が電波監理審議会に出す前にこれを審理しなければならぬという審理事項もちゃんと記載してある。またそこできまつた場合に開設者に対して、免許を与へた場合の指示事項も記載してあるわけでありませう。つまりこれらのこと以外に、放送局の開設の根本基準というものがございましていろいろのことを掲げてあるわけでありませう。これらの中で法律的条件というべきものがあるいはそうでないものと多少ありますが、大まかにいってこれらのものが条件だと考へるのであります。この第四條の二にいう条件とは、電波法の根本基準に現れておる事項以外のものと解釈しなければならぬと思つておりますが、その点はいかがですか。

○濱田政府委員　竹内委員が仰せられましたように、第六條は申請者が免許してもらいたいという場合に申請書に記載する事項、審査要件というふうなものでございませう。第七條はこれによりまして審査しなければならぬというところをつけ加えて書いてあるわけでありませう。第八條は免許を与えるといういろいろな事項について書いてあるものであります。しかしながら最近の情勢は無線局が非常にたくさんふえまして、その種類も複雑になり、その目的も多様でありますので、そういう情勢に應じて、かような審査要件とかは行政の目的を達するのに十分であるというところを、今までの実際のいろいろな問題に當面して痛感いたしました。かような意味におきまして、電波を公正にかつ能率的に与えるために

は、しかも多数の申請者がある場合に、ある時間を超えて、その免許を与えるという目的を達するためにやはりある種類の条件または期限というものを考へておるわけでありませう。今までの法律は、いわゆる法規裁量というふうな考へ方が多かつたと思つております。けれども、今度の改正案といたしましては、最小限の条件または期限を付すという表現を使いまして、郵政大臣の、ここに書いてありますように、最も小限の、ここに書いてありますように、非常に注意をしまして、應用されないように厳にいたしました意味における必要である、こういうふうに考へております。

○竹内委員　ただいまの電波局長の御答弁では、ますます納得できなくなるわけでありませうが、そこへ入ります前に、もう少し機械的なことについてお聞きしたいと思つております。そういたしますと、条件は今申し述べました電波法及び放送局の開設の根本基準以外のことだということとははつきりしたわけですがその通りですか。

○莊田委員　ただいまお話をいたしました第七條は、局長から申し上げましたように審査要件が書いてある、かように考へております。それから百四條の二に申します条件または期限というものは、免許等の処分にあつてつけますところの、行政行為の付款というふうな考へております。

○竹内委員　そういたしますと、なおこれはおかしいと思つております。具体的に出てくれば別です。これこれが不完全だから、これこれの条件をつけた

い、こういう申請書の内容その他にこういうものを加へる、審理の条項にこういうものを加へる、これならわかるのですが、「予備免許、又は許可」は、条件又は期限を附することができ「予備免許、又は許可」は、先ほど局長が言われた法規裁量から自由裁量の領域を広げるのだ、こういう意味でしょう。

結局局長のおっしゃる通りに、付款的に条件を付するのだといへば、どういふ条件が足りないかといふことは、あなた方は今までの行政の経験でわかつてはいます。それを明らかにして、申請書の内容につけ加へるものにはつけ加へ、あるいは審理の対象に加へるものは加へて、六、七、八條に足らざるものを補うといふことならわかりますが、こゝへ一本条件または期限を付することができるといふ自由裁量を持つてきたのはどういふわけか。今局長は第二項に、このただし書きに、「前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、且つ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。」とあるから、これは決してその拡大解釈を許さないのだ、この御説明になりますけれども、この第二項の規定は、あらゆる法律に適用する規定であります。法律といふものは、元來公益のために作るのですから、公共の利益を増進しない法律がありません。また國民に対する必要最小限のもの以上は、義務を課する法律といふものはないわけでありませう。でありますから、このただし書きといふものは、あらゆる法律に通ずる普通の一般概念をここにうたつただけの話であつて、私は百四條の二をこのただし書きによつて制限することは考へられない。そういう意味においては、言葉は多少過ぎるかもしれないが、広大な自由裁量を、電波法及び根本基準の条件以外のものを何でも許した、こういう解釈も成り立つわけでありませう。そういう法律的な考へ方は、どういふ考へ方でこれを説明されますか、そこを一つ説明願ひたい。

○莊田委員　百四條の二は二項がございまして、非常に厳重な制限があることは、局長から申し上げた通りであります。この趣旨は竹内先生から、公共の利益を増進することは当りまえのことであるといふお話がございましたけれども、実はこの文句は「とつとあつた方にかゝるわけでありまして、こういふため」必要最少限度のものに限り、とつとあつたところに意味があるわけでございます。それでどういふ点につけ加へさせていただきますと、電波法上の免許といふ行為は、一つの設備行為である、かように考へられるわけでございます。従ひまして一般の行政法理論から参りまして、設備行為に當つては、ある程度の条件等は付し得るものといふ解釈も可能なものと考へております。しかしながらそれがいたずらに大きなものにわたつてはいけません、この考へからこの二項は特にその制限を設けて、過大なものにわたらないようにという厳重な規定を設けた次第であります。

○竹内委員　それは予備免許、免許または許可等には、条件あるいは期限を付することは、法律上の通念だといふことは私もよくわかります。だから私

は条件が何も要らぬというのを申し上げては、電波法及び根本基準の条件をあげてあり、あなた方は足らざる点は申請書なり、あるいは審理の対象なり、あるいは指示事項なりということができるようになっている。それ以外に、ここに何ら制限条件のないようなきつい一項目を設けるということは、私は近代立法としてもはなはだ当を得ないじゃないかと思ふます。

それでは大臣に一つお聞きしておきたいと思ふますが、百四條の二の「条件又は期限を附することができ」ということは、今事務局からお聞きすると、今の法律ではどうも行政上不便だ、だからこの一項目を設けてもつと便利にやつていきたい、こういう考え方です。ただしこれは第二項にこういう条件があるから、その条件には制限があるのだ、こういう説明ですが、私は第二項の公益を増進し、必要最小限のものに限り、それから当該処分を受ける者に不当な義務を課さないということは、これはあらゆる法律に共通なものでしょう。こんな制限条件は何でもないのです。そして一本こういう大きな自由裁量権を行政官庁が持つということは、言論報道機関と微妙な、行政的な接触を持つている放送機関にとつては、大げさに言えば言論抑圧あるいは官僚統制の心配なしとは言いがたいのであります。だからこれは適当でない、こういう考え方を持つのです、その点大臣いかがですか。

○田中事務大臣 お答えいたします。この百四條の二項は、行政上必要最小限度の条件をつける、またつけられるような道を開こうということ、こういう改正案を提出いたしております。これを拡大解釈し、自由裁量を行おうという意思は毛頭ありません。これを表すために第三項を明記したわけであり、第三項から第三項と第二項を一緒にして、こういう限度において、最小必要限度の条件もしくは期限を付することができる、表裏は同じこととあります。三項と二項は同一のものであるというふうにお考えいただきたいのであります。先ほど事務局の答弁、私も答弁しようと思つたのですが、申し上げますが、電波法であり一応全部こひきなくこれが適用されるという原則は当然であります。でありますが百四條の問題は、少くとも放送を業とするところの無線局にはなわち放送法という別な法律がありまから、こういう精神を十分しんしゃくをして、少くとも他の法律の精神を侵すようなものであつては絶対いかにないこととありますから、これは一般無線局に対する技術的なものと比べては相当厳密にしねるということは一つ言ひ得ると思ふのです。またそうなければいかぬし、そうする予定でございます。それから百四條の二項は一体どういふことかというのですが、これは現行の電波法が御承知の通り昭和二十四、五年の成立でありまして、当時の思想としては、当然ある電波に対して申請があつたならば与えなければいかぬ。理屈をいうと、早く出したものは自動的にやらなければいかぬ、こういう思想のもとに貫かれておるのが電波法であります。でありますからその条件等に対しては七、八条でもつて規定がありますが、これは電波を扱う

ものに対して必要やむを得ない技術面だけにしほつております。何月何日までの工事期間が延長する場合といえども、郵政大臣の認可を受けなければいかぬ、できた場合は検査を受けなければいかぬというふうにして、全く技術的なものだけにしほつておるのであります。でありますから今日御承知の通りに昭和二十四、五年ごろより電波の事情が變つて参りました、電波局の設置の申請はたくさんなつてきたのであります。でありますからその中の一例を申し上げますと、今度のように理屈的であるというふうな形態が一つございします。もう一つは私人でもない、株式会社でもないというふうなものを作ります。こういう設立発起人でもつて申請をしてきておられますが、設立発起人といえども私人、法人と同様にこれを扱つておる、こういうことですが、羊頭を掲げて狗肉を売るように、實際さういふ無線局の申請に対して予備免許を与える。予備免許を与えても、今度御承知の通り、三月三十一日まで提出条件つきというふうなことを付しました。ところがこれを行政措置でできるというのか、行政措置でできるということが明確であれば、私は一向差しつかえないと思ふのです。こういう改正案は要らないと思ふのですが、電波監理審議会でも、法律に明確なものがあつた方がよい、またたくして条件をつけたというふうになると、その条件を守らない場合、また守らなくてもいいのだという考え方も一部存在するので、法律で明確にしほつてはおるが、条件もしくは期限を付することができると

いうふうなことがないと、實際無制限に行つてしまふ。これはうまくまとまつていけばいいのですが、大関西の例があるのです。またまらないう何年でも引つづけておるのです。結局三年間はあの面々電波が使えるという問題が起きてきます。こういう前例に徴して三月三十一日まで提出条件つきの予備免許を行い、予備免許の効力発生は申請者から提出をしたところの条件が満たされた場合に、確認書交付によつて法律的效果を発生せしめる、こういう処置をとつたわけですが、ところがこれは行政措置でできるというよりは私は少し行き過ぎだと思ふ。でありますから、どうしても電波法に一條を加えて、免許に必要な最小やむを得ないものに対して条件または期限を付することができ、こういう考えでこの条文を作つたのであります。省令または政令でやつたらいいということではなく、できるだけこまかくしほりたい考えであります。内容は複雑であつて、さうして個々のケースによつて違ふものでありますから、なかなか例示をすることはむづかしい。でありますので、少くとも放送業者に対しては放送法の精神にもとらるような条件及び期限は絶対付さぬ。放送法をより円満に運用するためにこそ必要な条件であり期限でなければいかぬというふうにしほつてありますので、この条文がないと非常に困る、こういう考えであります。でありますからこの条文をつけることによつて干渉とか官が不当に介入しようということは全くございせん。

○竹内委員 大臣の御答弁でさらに疑問が出てくるわけであつて、先般のテレビの予備免許に當つて郵政省がとつた事柄が法律的根拠はなかつた、行政指導であつたが、法的根拠はないのでこれを作つておきたいのだ、こういう結論になるように聞える。そういう御意思かどうかから聞える。さうなつてくると大へな問題なのであつて、さういふ行政の実績が郵政省にあるから、特にこの問題をわれわれは掘り下げて審議しなければならぬ。もう一点、これは大臣にお聞きしたいのだが、先般のテレビ免許に當つてとつた、大臣のやつたことは、あれは普通妥当性のある行政の指導として何らに行き過ぎもないことだと、さうお考えになるか、やむを得ざる措置であつたか多少行き過ぎがあつた、さういふものを平常なものとして行政がやるべきでない、さういふ考え方か、そのいづれでございしますか。

○田中事務大臣 電波の事情から必要やむを得ざるものであります。

○竹内委員 必要という言葉がつくと、それはちよつとニュアンスが違つてくるが、やむを得ない措置であつて、ふだんの電波行政の措置として、ああいうことがいかなる場合にもやつてよろしいのだという論には私はならぬと思ふのですが、その点いかがですか。

○田中事務大臣 これは非常に議論のあるところでありまして。法律に基かないでもやつてゐるものがあります。通産省や農林省の補助金や外貨の割当に對しては、相当強い行政権力を發動しております。指定外貨によつてまかしたものは指定をする業者以外に売つてはならない。これはより社會の公共性を強調するために、さういふ行政措置をやつておりますが、私は少く

とも電波に関しては、やはり法律に明確な条文がない以上、議論のあるものは、違法ではないが妥当性がないというようなものはやるべきでないという考えですから、あなたの思想と同じ考えを持っております。であります、そうかといって、将来幾らか疑義があるからということでもって、一切そういう条文を作れないということであれば、免許できないわけです。なぜかといったら、少くとも電波の及ぼす国民に対するあれほどの強力な威力というものを考えた場合、しかも競願者がたくさんある、五社の中で一社だけやる——ラジオ業者というように、議論はあっても、すでに前歴もあり実績もあり認定できる者は別ですが、大阪や東京のように、りっぱな名前を掲げてきて、電波法によつては直ちに免許しなければならぬようになっていて、こういうものを、私は少くともこの法律を改正して、より妥当な電波の使用ということを、電波の持つ公共性を侵さない限度において法制整備をしなれば、自信のある行政はほとんど行えないと思う。だから私自身もこういう条件をつけることは非常に考えたのですが、できるならば私は法律を整備しておいて準拠法の命ずるものと条件を付しいろいろなことをしたいのです。けれども、もうすでに前大臣当時から免許の方針に向つて三分の一、三分の二はその方針に入っている、これを私が短かい時間に取り返すということとは、ほとんど不可能なので、行政上現在の段階においてとれると思うものは、少し行き過ぎがあつても電波というものの持つ威力を考へて、私の責任でこういうものをつけましょう、しか

も電波監理審議会でも、まずやむを得ないだろう、ただし法律改正はできるだけ早くこれを妥当なものにしなければいかぬだろう、という御注意もあつたわけです。でありますから、私としてはそういうことでもって全部しぼろうという考えはありませんし、特に電波局が指示をしておりますが、その法律的なものが無いので、申請者が自発的に書いたというようにして、自発的に書いたものが守られぬ場合には、虚偽の申請ということになつて制限を受けるのだというふうなことになる、これは不当な拘束でありますから、そういうことのないように、新しい視野に立つて妥当な行政を行える最小限度の条件または期限を付せるようにしたいということでありまして、あれが最上なものだとは考へておりませんが、あの状態においては万やむを得ざる処置であつた、こういうふうに考えます。

○竹内委員 大臣のお話を聞くとなお疑問があります、次の機会まで質問を保留してきようはやめます。

○片島委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

〔参照〕

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月二十二日印刷

昭和三十三年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局